



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行  
代表者名 取締役頭取 久保田 勇 夫  
(コード番号 8327 東京・大阪 市場第一部、福岡)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 光富 彰  
(TEL 092 - 476 - 1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 19 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 97 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、施行日平成 18 年 5 月 1 日)により銀行法が改正されたことに伴い、公告方法を日刊新聞紙への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号、施行日平成 18 年 5 月 1 日)により、定款に単元未満株主の行使することができる権利を定めることが認められたため、第 10 条(単元未満株式についての権利)の規定の新設および現行定款第 10 条の字句の修正を行い、併せて現行定款第 10 条以下を各 1 条ずつ繰下げ、必要となる条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(公告方法)</p> <p><b>第 5 条</b> <u>公告は、西日本新聞と日本経済新聞に</u> 掲載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><b>第 10 条</b> <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、株式取扱規程に定めるところにより、そ の有する单元未満株式の数と併せて单元株 式数となる数の株式を売り渡すことを請求 することができる。</p> <p><b>第 11 条</b> (条文省略)</p> <p><b>第 12 条</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(公告方法)</p> <p><b>第 5 条</b> <u>公告方法は、電子公告とする。ただし、</u> <u>事故その他やむを得ない事由によって電子</u> <u>公告による公告をすることができない場合</u> <u>は、西日本新聞と日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><b>第 10 条</b> <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する单元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することがで きない。</p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求</u> <u>をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の</u> <u>割当ておよび募集新株予約権の割当てを</u> <u>受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><b>第 11 条</b> 株主は、株式取扱規程に定めるとこ ろにより、その有する单元未満株式の数と併 せて单元株式数となる数の株式を売り渡す ことを請求することができる。</p> <p><b>第 12 条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第 13 条</b></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 優 先 株 式</b></p> <p><b>(優先配当金)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 第 46 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 12 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p><b>(優先中間配当金)</b></p> <p><b>第 14 条</b> 第 47 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p><b>第 15 条</b> (条文省略)</p> <p><b>第 20 条</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 優 先 株 式</b></p> <p><b>(優先配当金)</b></p> <p><b>第 14 条</b> 第 47 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 12 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 15 条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><b>(優先中間配当金)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 第 48 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p><b>第 16 条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第 21 条</b></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 21 条</u> <u>第 48 条</u>の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 株 主 総 会</b></p> <p><u>第 22 条</u> (条文省略)</p> <p><u>第 28 条</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 29 条</u> <u>第 25 条</u>および<u>第 28 条</u>の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p><u>第 30 条</u> (条文省略)</p> <p><u>第 48 条</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 22 条</u> <u>第 49 条</u>の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 株 主 総 会</b></p> <p><u>第 23 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 29 条</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 30 条</u> <u>第 26 条</u>および<u>第 29 条</u>の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p><u>第 31 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 49 条</u></p>

以 上